

令和5年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（5月29日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
執行部紹介	5
議員自己紹介	6
新副管理者挨拶	6
開 会	6
開 議	7
議事日程の報告	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
議会代表者会議の報告	9
会期の決定	10
副議長の選挙	10
副議長就任の挨拶	11
議会運営委員会委員の選任	11
議会運営委員会正副委員長の互選	11
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	11
諸報告	12
一般質問	14
管理者提出議案の上程及び説明	18

議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 9
議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	2 1
議案第 1 0 号の説明、採決	3 2
閉会中の継続審査の件	3 3
管理者挨拶	3 3
閉 会	3 4

埼玉中部環境保全組合告示第3号

令和5年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月22日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和5年5月29日（月）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第 9号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第10号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	小 泉 晋 史	議 員	2 番	芝 寄 和 好	議 員
3 番	川 崎 葉 子	議 員	5 番	竹 田 悦 子	議 員
6 番	金 子 雄 一	議 員	7 番	桜 井 卓	議 員
8 番	保 角 美 代	議 員	9 番	岡 村 有 正	議 員
1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員	1 1 番	秋 山 真 美	議 員
1 2 番	尾 崎 豊	議 員	1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和5年5月29日（月曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 仮議席の指定
- 第3 議長の選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 議会代表者会議の報告
- 第7 会期の決定
- 第8 副議長の選挙
- 第9 議会運営委員会委員の選任
- 第10 議会運営委員会正副委員長の互選
- 第11 諸報告
- 第12 一般質問
- 第13 管理者提出議案の上程及び説明
- 第14 議案第 8号の説明、質疑、討論、採決
- 第15 議案第 9号の説明、質疑、討論、採決
- 第16 議案第10号の説明、採決
- 第17 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	小泉晋史	議員	2番	芝寄和好	議員
3番	川崎葉子	議員	5番	竹田悦子	議員
6番	金子雄一	議員	7番	桜井卓	議員
8番	保角美代	議員	9番	岡村有正	議員
10番	湯沢美恵	議員	11番	秋山真美	議員
12番	尾崎豊	議員	13番	宮崎雄一	議員
14番	杉田しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	並木正年	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	小川輝由	君
事務局局長 兼施設課長	藤倉聡	君
総務課長	大澤修一	君
建設推進課長	田村邦博	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	内野景介
----	------

○藤倉 聡事務局長 おはようございます。事務局長の藤倉聡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、ご多用の中、出席いただき、誠にありがとうございます。

本会議は、統一地方選挙後、初の議会となりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、吉見町議会選出の宮崎雄一議員が年長の議員でございますので、宮崎雄一議員に臨時議長の職務をお願いいたしたいと存じます。宮崎議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○宮崎雄一臨時議長 皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました吉見町議会選出の宮崎雄一でございます。

令和5年5月第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会の開会に当たり、議長選出までの間ではございますが、ご列席の議員各位のご協力をいただき、滞りなく臨時議長の職務を果たせますよう、よろしくお願ひをいたします。

◎執行部紹介

○宮崎雄一臨時議長 本定例会は、4月23日に執行された統一地方選挙後初めての議会でございます。初対面の方もいらっしゃると思いますので、初めに管理者から執行部及び事務局のご紹介をお願いいたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 改めまして、おはようございます。臨時議長のお許しをいただきましたので、出席者の紹介をさせていただきます。

私は、当組合の管理者を務めております吉見町長の宮崎善雄です。よろしくお願ひいたします。

次に、副管理者を務めております並木正年鴻巣市長でございます。

次に、去る4月23日に執行されました北本市長選挙におきまして2期目の当選をなされました副管理者の三宮幸雄北本市長でございます。

続いて、事務局職員を紹介申し上げます。

会計管理者は、吉見町会計管理者の小川輝由でございます。

次に、事務局長の藤倉聡でございます。

建設推進課長の田村邦博でございます。

総務課長の大澤修一でございます。

総務課係長の内野景介でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮崎雄一臨時議長 ありがとうございます。

◎議員自己紹介

○宮崎雄一臨時議長 続きまして、議員の皆さんの自己紹介を鴻巣市議会選出の小泉議員より順次お願いをいたします。

○小泉晋史議員 鴻巣市会議員、小泉です。よろしくお願いいたします。

○芝寄和好議員 鴻巣市議会議員の芝寄和好です。よろしくお願いいたします。

○川崎葉子議員 おはようございます。鴻巣市議会議員の川崎葉子でございます。よろしくお願いいたします。

○竹田悦子議員 鴻巣市選出の竹田悦子です。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議員 鴻巣市議会議員の金子雄一でございます。よろしくお願いいたします。

○桜井 卓議員 おはようございます。北本市議会選出の桜井卓です。よろしくお願いいたします。

○保角美代議員 おはようございます。北本市議会選出の保角美代と申します。よろしくお願いいたします。

○岡村有正議員 おはようございます。北本市議会選出の岡村有正です。よろしくお願いいたします。

○湯沢美恵議員 北本市議会選出の湯沢美恵です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋山真美議員 吉見町議会選出の秋山真美と申します。よろしくお願いいたします。

○尾崎 豊議員 吉見町議会選出の尾崎豊です。よろしくお願いいたします。

○杉田しのぶ議員 吉見町議会選出の杉田しのぶです。よろしくお願いいたします。

○宮崎雄一臨時議長 どうもありがとうございました。

私は吉見町議会選出の宮崎雄一と申します。よろしくお願いいたします。

◎新副管理者挨拶

○宮崎雄一臨時議長 ここで、4月に執行されました北本市長選挙においてめでたく当選されました三宮市長様には、引き続き当組合の副管理者としてお務めをいただくわけではありますが、ここで三宮副管理者にご挨拶をいただきたいと思えます。

それでは、三宮副管理者、よろしくお願いいたします。

○三宮幸雄副管理者 おはようございます。再び副管理者として務めさせていただきます三宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宮崎雄一臨時議長 どうもありがとうございました。

◎開会の宣告

(午前 9時06分)

○宮崎雄一臨時議長 それでは、ただいまから令和5年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いをいたします。

◎開議の宣告

○宮崎雄一臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○宮崎雄一臨時議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎仮議席の指定

○宮崎雄一臨時議長 日程第2、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
ただいま着席をいただいております席を仮議席と指定いたします。

◎議長の選挙

○宮崎雄一臨時議長 日程第3、議長の選挙を行います。

ここでお諮りをいたします。選挙の方法は、過日の議会代表者会議で、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと協議いたしておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○宮崎雄一臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 議長には、鴻巣市議会から選出の金子雄一議員を推薦いたします。

○宮崎雄一臨時議長 ただいま川崎議員から、鴻巣市議会選出の金子雄一議員を議長に推薦するとの発言がありましたが、金子雄一議員を当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○宮崎雄一臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、金子雄一議員が議長に当選されました。

金子雄一議員が議場にいらっしゃいますので、本席より埼玉中部環境保全組合議会会議規則第

31条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○宮崎雄一臨時議長　ここで、議長に当選されました金子雄一議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○金子雄一議長　改めまして、おはようございます。一言御礼のご挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合議会議長という大役を拝命し、誠に身に余る光栄でございます。

もとより微力ではございますけれども、誠心誠意その職務に精励いたす所存でございますので、神田前議長さん同様、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○宮崎雄一臨時議長　どうもありがとうございました。

議長の選出が終わりました。議員各位のご協力に心から感謝申し上げます、臨時議長の職を解かせていただきます。

それでは、金子雄一議長、議長席をお願いをいたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議席の指定

○金子雄一議長　お待たせいたしました。それでは、よろしくようお願い申し上げます。引き続き議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。早速議事の進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

日程第4、議席の指定を行います。

お諮りいたします。埼玉中部環境保全組合議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定いたしたいと思っておりますが、その方法につきまして、前例に従い、現在着席されている順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長　異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、現在着席されている順と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○金子雄一議長　日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、1番、小泉晋史議員、2番、芝寄和好議員、3番、川崎葉子議員を指名いたします。

◎議会代表者会議の報告

○金子雄一議長 日程第6、議会代表者会議の報告を行います。

去る5月22日に議会代表者会議が開催されましたので、その結果の報告をお願いいたします。

なお、報告につきましては、地方自治法第292条の規定に基づき、構成市町議会の各委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で年長議員の尾崎豊議員が座長を務められておりましたので、その報告をお願いいたします。

12番、尾崎議員。

○12番 尾崎 豊議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第6、議会代表者会議の報告を申し上げます。

去る5月22日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、北本市及び吉見町の各議会代表者4名の出席により、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第7、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第8、副議長の選挙。

日程第9、議会運営委員会委員の選任。

日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選。

日程第11、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第12、一般質問。通告者は1名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせてありますので、よろしくをお願いいたします。

日程第13、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第14、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第15、議案第9号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第16、議案第10号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第17、閉会中の継続審査の件であります。以上でございます。

なお、新たな処理施設等整備構想について、執行部より組合議会へ報告したい旨の申出があり、本定例会の閉会後に全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、令和5年度の議会行政視察研修について協議がなされ、10月30、31日の2日間を予定として実施することになりました。なお、視察先等については、今後議長と事務局にて調整し計画していくことに決定いたしました。視察先等について議員各位からの提案がありましたら、6月15日までに事務局まで連絡をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の関係ですが、感染症法の位置づけが変更されたことに伴い、令和

2年10月定例会より各議席に設置されているアクリル板は今後設置しないこと及び自席での発言については起立して行うことに決定いたしました。

また、傍聴者を含め、マスクの着用については個人の判断によるものと決定いたしました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、議場内での傍聴につきましては従来の6名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた者が6名を超える場合には抽選とすることに決定いたしました。なお、傍聴者6名以外の方につきましては、この建物1階ロビーのモニター画面が設置された視聴会場において、先着順に20席を案内して視聴していただくことに決定いたしました。

次に、議員の改選がありましたので、組合ホームページ用に、定例会の終了後に議場内で着座の全景写真を撮影することにいたしましたので、ご協力をお願いいたします。

以上が5月22日に行われました議会代表者会議の報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 ご着席ください。ありがとうございました。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第7、会期の決定につきましては、ただいま尾崎議員より報告のありましたとおり、5月29日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○金子雄一議長 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の選挙と同様に、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名はございますか。

10番、湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 副議長には北本市議会から選出の保角美代議員を推薦したいと思っております。

○金子雄一議長 ただいま湯沢議員より、北本市議会選出の保角美代議員を副議長に推薦するとのこと発言がございました。保角議員を当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、保角美代議員が副議長に当選されました。

保角議員が議場にいらっしゃいますので、本席より埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○金子雄一議長 ここで、副議長に当選されました保角美代議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○保角美代副議長 皆さん、おはようございます。ただいま議員の皆様からのご推挙により、当議会の副議長の任命を拝しました保角でございます。

これより金子議長をしっかりと支えながら、当議会の円滑な運営に向けて努力してまいる所存でございます。これからも執行部の皆様、また議員の皆様、正副管理者の皆様、ご指導、ご鞭撻をいただきまして、しっかりと行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議会運営委員会委員の選任

○金子雄一議長 日程第9、議会運営委員会委員につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、各構成市町から選出されておりますので、報告いたします。

鴻巣市より芝寄和好議員、竹田悦子議員、北本市より岡村有正議員、湯沢美恵議員、吉見町より尾崎豊議員、杉田しのぶ議員の6名でございます。

ここで、同条例第4条の規定に基づき、お諮りいたします。以上の6名の議員を議会運営委員に選任することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。よって、この6名を議会運営委員に選任いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○金子雄一議長 議会運営委員会の正副委員長は、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第5条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時25分

○金子雄一議長 それでは、会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○金子雄一議長 日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選について、休憩中に正副委員長の選出がなされ、議長に報告がされておりますので、本会議においてご承認いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

それでは、互選結果について事務局長より報告させます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 休憩中、議会運営委員会が開催され、正副委員長選出の協議がなされました。

その結果、議会運営委員長に鴻巣市議会選出の芝寄和好議員、議会運営副委員長に北本市議会選出の湯沢美恵議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

○金子雄一議長 ただいま報告がありましたとおり、議会運営委員長に鴻巣市議会選出の芝寄和好議員、議会運営副委員長に北本市議会選出の湯沢美恵議員とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

◎諸報告

○金子雄一議長 続きまして、日程第11、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 本日ここに、令和5年第2回5月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月23日執行されました統一地方選挙におきましてめでたくご当選され、各市町の臨時議会において当組合議会議員として選出されましたことを心からお祝い申し上げます。当組合の事業に今後ともご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

先ほどご挨拶をいただきました三宮北本市長様におかれましても、このたびめでたくご当選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、当組合の発展のために引き続きご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、議長をはじめといたしまして、議会運営の役職が全て決定されましたことに心からお喜びを申し上げる次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月定例会以降の事務の執行状況について報告を申し上げます。

はじめに、事務局の組織体制及び人事関係でございます。昨年度より当組合を事業主体として新

たなごみ処理施設の建設事業に取り組むため、構成市町のご協力により職員3名の派遣をいただき、建設推進課を新設しておりますが、今年度からは施設整備基本計画の策定や、各種の法手続等に係る関係機関との協議などが始まることから、さらなる体制強化のため、4月より埼玉県から池上副参事、吉見町から西村課長補佐兼係長、鴻巣市から飯塚主査の3名を新たに派遣をいただき、事業を推進しております。

このほかでは、本年3月31日付で総務課の神田係長を吉見町に帰任させ、4月1日付で内野係長が吉見町から派遣されておりますので、前任者同様、よろしく願いを申し上げます。また、吉見町から派遣をされていた建設推進課の藤倉係長を4月1日付で事務局長兼施設課長といたしております。

次に、新たなごみ処理施設の建設推進事業の関係につきましては、前回の定例会でも一部ご報告いたしました。昨年度に諮問機関として設置いたしました埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会を4回開催し、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申をいただきました。この答申を受けまして、2月14日の定例会後の全員協議会で議員の皆様にご報告の内容をご報告し、その後開催いたしました正副管理者会議におきまして、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内として新たなごみ処理施設等の建設に係る事務を進めることを組合として決定いたしました。

また、かねてから作成しておりました、新たなごみ処理施設等整備構想につきましては、組合を構成する2市1町にお住まいの方をはじめとする皆様に広くご意見をいただくためパブリックコメントを実施いたしましたところ、3月30日から4月28日までの募集期間で16名の方から44件の貴重なご意見をいただきました。これらのご意見を整理して、後日組合のホームページに公開いたします。

現在は、建設予定地が決定したこと、事業の根幹となる新たなごみ処理施設等整備基本計画などの策定に向け、識見を有する方、構成市町を代表する方、公募の方などで構成される検討委員会のほか、建設予定地の地元を代表する方などから成る地元協議会の設置に向けた事務を進めております。

次に、入札についてですが、3月23日に当施設の運転管理を含む業務委託2件と、修繕1件の入札を執行いたしました。運転管理業務につきましては、令和5年度から3年間の長期継続契約といたしておりますが、5社による指名競争入札の結果、株式会社カンエイメンテナンスが6億1,380万円で落札しております。このほか、5月18日に修繕4件の入札を執行しております。

次に、お手元に配付させていただきました令和4年度の当センターの運転状況について申し上げます。

当組合管内から発生した搬入ごみ量につきましては、可燃ごみが3万4,221.67トン、粗大ごみが1,586.00トン、合計3万5,807.67トンであり、昨年度と比較しますと、可燃ごみは172.92トンの増、粗大ごみは123.21トンの減で、合計では49.71トン、0.14%の微増でありました。今後もごみの減

量化に向けた啓発活動など、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

このほかに、他団体からの受託ごみにつきましては、桶川市から5,720.83トンの可燃ごみを処理しております。なお、桶川市につきましては、今年度も可燃ごみの受入れの依頼があり、受入れの期間は令和6年3月31日までの1年間で、5,007トンの搬入計画となっております。

また、灰の処分につきましては、合計で4,590.90トンを目録として処理委託しております。

施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要な状況が見受けられますが、運転・維持管理業務につきましては、今後も施設の機能を維持していくため、適宜保守点検整備、修繕等を実施して、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、3月16日に関東地方整備局大宮国道事務所と、埋め立てられた廃棄物の減量化と再利用に向けた今後のスケジュールについて意見交換を実施しております。

また、3月27日及び4月19日には用地補償について意見交換を実施しており、令和5年度は地権者と用地買収について交渉に入る予定と伺っております。

結びになりますけれども、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願いを申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○金子雄一議長 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さん、おはようございます。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の質問は、地元要望による施設建設への制約について質問いたします。平成27年1月からスタートした地元協議、これは鴻巣市行田北本環境資源組合として行われてきたものですが、令和元年度の事業白紙以降も、鴻巣市が引き継ぐ形で約7年にわたって行われてきているとのこととあります。

この地元協議の内容はまだ中部環境議会に正式に知らされていないようではありますが、中部環境保全組合として参考にしていくとの議会答弁もなされております。地元協議の中で出されている地元からの要望が、これから新たに検討される施設建設への制約となる可能性はないのかお伺いしたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、杉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

鴻巣行田北本環境資源組合の地元との協議の中で出されている要望が、これから新たに検討される施設建設への制約となる可能性はないのかについてでございますけれども、ご案内のとおり、埼玉中部環境保全組合が建設予定地を決定したのは今年の2月14日で、その後早々に正副管理者及び関係職員で、初めて地元へご挨拶に伺っておるところでもございます。また、本組合は鴻巣行田北本環境資源組合とは構成市町が異なる別の組合であること、時間の経過などにより、ごみ処理施設を取り巻く状況が変化していることなどから、これらを踏まえた協議が、まずここからスタートするという認識でございます。地元からどのようなご意見をいただくかは今後の協議であり、また以前からの継続したご意見、ご要望であっても改めて協議してまいりますので、制約を受けるということではないと考えてございます。

なお、当施設の建設に当たっては、地元の方々のご理解、ご協力は大変重要でありますので、地元との協議を大切にしつつ事業を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 杉田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

建設予定地の決定につきましては、建設検討委員会からの答申内容を、2月定例会後に開催された全員協議会で議員の皆様へ説明の後、正副管理者会議において、その答申内容を尊重する形で決定がなされました。

その後の3月23日には、建設予定地に近接する笠原公民館を会場とし、正副管理者、構成市町の担当部課長、組合事務局の出席の下、会議をお願いし、建設予定地の地元の代表となっております鴻巣市懇話会の方々に、管理者より、組合として建設予定地が決定したこと、改めて地元の方々と建設に向けた協議をさせていただきたい旨ご挨拶を申し上げます。

また、鴻巣行田北本環境資源組合と本組合では構成市町が異なることから、ごみの処理量や搬入ルートなどに違いがあり、また昨今ゼロカーボンに対する世論も高まっていることから、地元への対応のみならず、事業全般でそれらを踏まえた新たな協議が必要と考えております。鴻巣行田北本環境資源組合からの取組において、参考となるものはそれを活用させていただきつつ、本組合としての協議をスタートさせてまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

これまで約7年間にわたって行われてきている地元の皆さんとの地元協議、ある意味これがあるからこそ建設予定地も現在の場所に決まったと言っても過言ではないことから、私なりに気になった点を聞かせていただきました。

地元要望、地元対策ということで、改めて現在中部環境保全組合として吉見町の地元の地区に対して行われている地元対策についても伺っておきたいというふうに思うのですが、これが始まった経緯とこれまでの経過について確認をさせていただきたいと思います。といいますのも、私自身きちとした記憶でないということと併せまして、正副管理者、中部環境の職員、議員も入れ替わっておりますので、これまでの経緯を知らない方も多いのではないかとというふうに思います。ここで改めて埼玉中部環境保全組合として行われてきた地元対策、これが始まった経緯とこれまでの経過について伺いたいと思います。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 杉田議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

ご指摘の地元対策が始まったのは、全国でごみ焼却処理施設から発生するダイオキシン類が問題となってからになります。埼玉中部環境保全組合では平成10年度から2か年かけてダイオキシン類対策工事を計画しましたが、施設の延命化につながるとして一部の地元住民から反対を受けました。これに対し、地元のご理解をいただくための地元対策事業として1年に5,000万円を4年間実施するとの合意がなされ、平成11年度から一般財源により予算が計上されました。

その後、組合議会において、施設がある限り地元整備は必要ではないかのご指摘を受け、正副管理者の合意により、地元対策事業は平成21年度まで継続することとなりました。

さらに、平成21年2月の組合議会では、組合議員からの一般質問の中で、地元対策事業費を減額してでも地元にご感謝の意を示し、平成21年度で終わらせるのではなく、引き続き実施していくべきのご意見をいただき、5,000万円だったものを2,500万円に減額し、今後も継続していくことが確認されました。

このような経過をたどり、現在も2,500万円を地元対策費として埼玉中部環境保全組合から吉見町に支出し、地元対策事業を実施していただいております。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 今ご答弁をいただきましたけれども、昭和59年3月から施設が稼働しまして、地元対策として行われ始めるのが平成10年からということで、ダイオキシン対策の工事の関係

でというふうに今ご答弁をいただきました。そのような経過があったということ、あえて記憶が薄れる前に議事録に残しておくということは、行政の立場で確認をさせていただきました。

先ほど管理者諸報告にもありましたように、本年度から、事業の根幹となる新たなごみ処理施設等整備基本計画などの策定に向けた検討委員会のほか、建設予定地の地元を代表とする方などから成る地元協議会の設置に向けた事務を進めていくというふうに報告がなされました。これから建設について具体的なことを検討されるという前に、既に参考となる資料などがあるということでありましたので、何が優先されて検討が進められるのかということを確認しておきたく、今回質問をさせていただきました。

再質問で伺った中部環境保全組合としてのこれまで行ってきた東第二地区に対する地元対策、経緯と経過も含めて、今後の参考にもしていただきたいと思います。冒頭で、ここからスタートする、制約を受けることではないという管理者答弁、またゼロカーボンへの対応という課長答弁もありましたので再々質問は行いませんけれども、先行されて出されている地元要望との関係で、新施設検討の際に選択肢が狭まることのないように検討を進めていただくことを求めて、私の質問を終わります。

以上です。

〔「すみません」と言う人あり〕

○金子雄一議長 川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 議事進行です。

○金子雄一議長 議事進行、はい。

○3番 川崎葉子議員 一般質問につきましては、質疑、答弁、質問者は質疑で終わることとされており、要望で終わるということは、これは質問にはなりません。討論、あるいはそのような形になるかと思しますので、この件につきましては議長の指示をお願いしたいと思いますし、改めまして今の再々質問については、再々質問を要望ではなく質問という形でし直すべきと考えますので、よろしく願いいたします。

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川崎議員のほうから、3回目の質問に関しまして、質問、答弁というよりも要望ということで入っているのではないかということで、中部環境保全組合のほうでは、以前もそのような要望を受け付けていたことはありましたということでございますので、改めて、統一した意見ということで方向づけたいと思いますので、これにつきまして議会運営委員会を開きたいと思います。

それでは、しばらく時間をいただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、議会運営委員会委員の方、よろしく願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時06分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果につきまして芝寄和好議会運営委員会委員長、報告をお願いします。

○芝寄和好議会運営委員長 ただいま議会運営委員会を行った内容についてご報告いたします。

議会中、川崎議員から申し上げられた意見について協議した結果、吉見町、北本市、鴻巣市の一般質問の現状を報告していただきまして、また中部環境の質問の方法を改めて確認しまして、いろいろ協議した結果、現状のとおりの中部環境のやり方で今後進めていくということになりましたので、ご報告させていただきます。

○金子雄一議長 報告のとおりでございますので、ご了承ください。

そうしますと、杉田議員の3回目の質問ではございますけれども、こちらにつきましては要望ということによろしいでしょうか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 はい。

○金子雄一議長 以上で、杉田議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分から行います。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第13、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第8号 専決処分の承認を求めることについては、去る3月30日に埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきますので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第9号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,662万8,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰入金737万6,000円の減額、国庫支出金866万6,000円の増額であります。

歳出につきましては、衛生費129万円の増額であります。

議案第8号及び議案第9号につきましては、その概要を申し上げましたけれども、細部につきましては、事務局長が説明をいたします。

また、議案第10号は人事案件であります。議案第10号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意については、当組合の監査委員として、吉見町から選出いただいております秋山真美議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めたいとするものであります。

以上3議案について、慎重審議の上、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○金子雄一議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第14、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

1枚おめくりください。専決処分書の写しです。

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）、これを令和5年3月30日に専決処分しております。

今回専決処分とした理由ですが、本組合の条例をはじめとする例規の関係は原則鴻巣市を参考にしていることから、議案第8号の条例について、それに倣っております。鴻巣市ではこの条例と同じ内容のものが3月20日の定例会において議決されましたので、本組合においてもこれに倣い条例の一部改正を行い、4月1日から施行する必要がありましたので、臨時会を招集するいとまがなく、専決処分したものでございます。

1枚おめくりください。埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。改正の内容ですが、条文の中ほど、第1条の2、この第4号、第5号では、埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置がされております当組合の情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に、組合議会保護条例の規定に基づきます諮問事項を加えるものでございます。

また、同ページの下から5行目の「第6条第1項の改正規定中」以降は、「組合の機関を」に「議会」を加え、審査会の調査権限に、組合議会保護条例に基づきます開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する措置の決定に係る保有個人情報の提示を求められることができるとするなど、所要の改正を行ったものです。

なお、次ページ以降に一部改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、議案第8号に対して2点質問をいたします。

最初の1点目ですが、中部環境保全組合が保有している個人情報とはどのようなものがあるのかお尋ねをしておきます。

2点目が、これまでの審議会委員は4名でしたが、審査会になることによって何名になるのか。この2点を質問いたします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、質問にお答えをさせていただきます。

まず、保有している個人情報にはどのようなものがあるかということですが、これはそれぞれ組合の職員等の個人情報というものがございまして、あるいは今回それに加えさせていただきます議員さんの情報、こういったものがございまして、それから、そのほかに、開示などを行った

場合の個人が特定できるような情報についても会議の顛末書、会議録などの中にはございますので、そういう部分も個人情報に該当します。

それから、審査会の人数でございますけれども、同人数でお願いしたいと考えております。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 確認をさせていただきますけれども、いわゆるここで働く職員の皆さん、今回委託業者が決まりましたが、委託業者の場合の個人情報も中部環境が持っている個人情報の中に入るのか、再質問いたします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 委託業者も当然こちらで事務を行っておりますので、その範疇と考えております。

○金子雄一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することについて賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第15、議案第9号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第9号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,662万8,000円とする。

なお、この補正の款項の区分ごとの補正額は2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、その内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。歳入から申し上げます。4款2項1目財政調整基金繰入金737万6,000円の減は、ごみ処理事業に係る国の交付金であります循環型社会形成推進交付金の交付が見込まれるため、財政調整基金からの繰入れを減額するものです。

7款2項1目衛生費国庫補助金866万6,000円の増は、循環型社会形成推進交付金の交付見込額を計上するものです。なお、補助率は3分の1でございます。

続きまして、歳出を申し上げます。3款1項3目建設推進費129万円の増額のうち7節報償費9万円は、新たにごみ処理施設等建設検討委員会へ委員以外の方へ出席をお願いする場合の謝金を計上するものです。今年度設置予定の検討委員会では、施設整備基本計画に係る事項等について協議をお願いする予定で、その時々協議内容に沿った識見者に適宜出席をお願いし、意見をお聞きするような環境を整えるものです。

10節需用費80万円は、印刷製本費をお願いするものです。当組合では年に2回、6月と12月に組合の広報誌を発行しております。昨年度はこの広報誌等で新施設の建設に係る取組状況をお知らせしてまいりました。しかしながら、この広報誌はセンターの運営状況やごみの分別の啓発記事などの当センターの運営に重要な記事を含め紙面を構成することから、お伝えしたいことが多岐にわたっていること、定期発行であるため新施設の状況を節目でお伝えすることが難しいこと、また住民の皆様から広く情報を発信するようご要望をいただいていることなどを踏まえ、ここで新施設にスポットを当てた特別号を発行するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金40万円は、新たにごみ処理施設等の建設予定地を決定したことから、予定地の地元へ新たにごみ処理施設等の建設に係る地元協議会を設置するための運営費を計上するものです。ごみ処理施設の建設には地元の方のご理解、ご協力が極めて重要であるとの認識から、

この協議会を起点として地元との連携を図ってまいります。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、議案第9号について何点か質問をいたします。

衛生費の3目建設推進費、18節新たなゴミ処理施設等地元協議会補助金についてであります。これからゴミ処理施設等地元協議会をつくるということですが、設置要綱というのもとても必要だというふうに考えますが、この設置要綱がどのように作られているのかということと、補助金も出すわけですから、補助金交付要綱も当然作られているというふうに思います。その内容についてお尋ねをします。まず、設置要綱そのものが作られているのかということと、補助金交付要綱、どういう目的でやるかということ、補助金を出したわけですから、作られているのかということを確認します。

それから、設置目的。地元協議会の設置目的と権限がどうなっているのか。

それから、先ほどの説明の中に、地元の皆さんのご理解をいただくための協議会であるというご説明がありました。ですので、その所管事項が何であるのか。

それから、構成がどのようになるのか。地元というふうに記載されていますが、地元の範囲と、この中には地権者も入れるのか。また、その構成についてはどのように選定していくのかを伺います。

それと、任期。循環型社会形成推進交付金要綱を使ってやるのだと思うのですが、交付要綱の中に5年間は補助金として出すよというふうに書いていますけれども、この協議会の設置、協議会の選ばれた人の任期、それから、招集者、これは要綱の中にも当然入っているものと思うのですが、招集者は誰であるのか。

そして、謝礼金。補助金ですから、補助金を1人当たり幾ら出していくのかということも含めてお尋ねをします。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、今私確認しまして、10点のご質問だったと思いますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、補助金の要綱があるかどうかということですが、これは既に当組合では、このセンターに関係する運営協議会がございまして、同様の補助金を支出しております。補助金の要綱というのはこの中で対応していきたいと考えています。

次に、地元協議会の設置の要綱はあるかということでございますが、これについては事務方で検討させていただき、現段階で案を保有しております。これを地元の方に説明をさせていただく中で案を取りたいというふうに考えております。

それから、3点目でございますが、この協議会の目的でありますけれども、地元の方々と組合とが連携を深められるような協議をこの組合でやっていくということを目的とさせていただいております。

構成でございますが、現段階の案でございますけれども、25人を想定してございます。その中には地元の自治会の代表の方、あるいは、あの場所が農地でありますので、農業委員会の方、土地改良区の方、そのほか管理者が必要と認める方、そういった方々でお願いしたいと予定しております。

次に、協議会委員の中に地権者が入るのかということですが、これは地元の代表の方ということでお願いをしますので、場合によってはその中に地権者の方が含まれるということは考えられます。組合としては地権者ということを経営にはしない予定でございます。

任期でございますけれども、現段階では2年間ということを考えております。

招集者につきましては、これは運営費を補助金としてお願いしますので、組織そのものが自主的に活動できるように、その会議を招集するのは会長ということで考えております。

続きまして、謝礼金の関係でございますが、謝礼金は2,500円を想定しています。この金額は、先ほども申し上げましたけれども、現在このセンターで展開しております運営協議会、この方々に支払っている謝礼金、これと同額でございます。これを参考にしていきたいと考えております。

それから、あと交付金の関係で、この運営費そのものに交付金が充てられるのかについてですが、交付金についてはこの地元協議会に充てることはできません。今回国のほうに申請をさせていただく交付金の主な用途は委託料に関するものでございます。

権限につきましては、ご意見をお聞きするという事です。

それから、所管事項については、一番最初に申し上げましたけれども、組合と、それから地元との連携を深めるためにいろいろな話し合いをさせていただくという内容でございます。

それから、地元の範囲といたしましょうか。地元というのはどこを指すのかというふうなお話でございました。組合では建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内と決定いたしましたので、この地区の方にお声がけをさせていただき、地元協議会を設置させていただきたいと考えています。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 再質問を行います。

1点目の設置要綱、地元協議会設置要綱は事務局が今案を持っていると。予算が計上されたら、地元協議会の人々の理解を得て、その案をなくしていくというご答弁でしたよね。そういうふうに私受け止めていますが、それでよいのかどうか。というのは、この議会というのは構成市町から出される拠出金によって運営される。ですから、議会というのは非常に権限があるのです。その議会が、

この設置要綱の中身もよく分からないまま、地元の人たちの理解を得たら進めますよという発想は私はちょっと違うのではないかとこのように思います。やはり議会がこの予算を執行するに当たって、設置要綱に基づいて公平、公正に適切に予算執行されるかどうかというのを私どもは審議する立場ですから、そういう点から言うと申し訳なかったのですけれども、鴻巣市がいろいろ議会の中でありまして、議員を選出するのが遅くなってしまって、これは申し訳なかったと思うのですけれども、やはりそういう点から言うと、議会には、本来こういう設置要綱に基づいて地元協議会をやり出すということがしかるべくして説明されるのが私は大事だというふうに思います。その点での認識はどうかということを再質問しておきます。

それから、あと地元住民で、それは地元の人たちから選ばれてくるので、中には地権者が入るかもしれないと答えましたけれども、地元の地権者からすると、この間の経緯の中でその土地の該当する人たちは、地質調査ならやってもいいです、環境影響評価もやってもいいですと。そして、鴻巣、白紙になった段階ですけれども、農地転用もしてくださいという手続まで進んでいるわけですから、そこにおられる地権者の皆さんは一日も早く何とかしてほしいというふうに思っておられる方だというふうに私は受け止めているわけです。そういう点から言うと、やはり地元住民と言うならば、その地権者以外の人たちにちゃんと理解を得ることが私は必要ではないかというふうに思います。

実を言うと、いわゆる地権者以外の皆さんのところを訪問しましたら、ほとんど情報が入っていないという実態もあったのです。ですから、よく説明してくださいということで、多分出された署名がこの組合には届いていると思いますが、やはり地元の理解というのは私も大事だというふうに思いますので、そういう点では地権者の方ではない、本当に公平、公正な立場でいる人を私は選ぶべきではないかというふうに思いますので、その点を再質問しておきます。

また、環境影響評価を今後やっていくというふうになると思います。環境影響評価を行った場合に、その範囲、例えば500メートル、1キロメートルという範囲の人たちも環境影響評価の対象になるわけです。そうした場合に、鴻巣市の地図から見ると郷地安養寺ではなくて、笠原地域の皆さんも一定程度そのエリアに入るので、環境影響評価という範囲から見ると。そういう点では、郷地安養寺という地点ではなくて、もっと、環境影響評価を今後やるに当たってどういう懸念を持っているかということもよく聞くという点では、私は範囲を広げるべきではないかというふうに思いますが、このような点がどう受け止められるかお尋ねをしておきます。

それから、この協議会の開催に当たっての公開、傍聴ができるのかどうか。

それから、先ほど25人の中に、管理者が必要と認める者という条項がありました。そういう点ではどういう人を必要と認めるのか、この点をお聞きしておきます。

また、理解を得るための会議というふうに先ほどおっしゃいましたが、検討委員会で決まったことを、先ほどの諸般の報告の中で、3月23日に地元説明会を行ったと。この地元説明会の対象者は

地元懇話会、鴻巣市が設置している地元懇話会の皆さんにご説明をしたというご答弁でした。そういう点から言うと、この建設検討委員会、それから地元懇話会、そして今回の協議会とのそれぞれの整合性。多分理解を得る話合いの場だというふうに思いますが、整合性がどう取られていくのかを再質問しておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、再質問に対し答弁をさせていただきます。

まず、設置要綱の関係でございますけれども、要綱そのものが議決事件ではありませんでしたから、これは今日お出しするようふうには考えておりませんでした。しかしながら、ご質問をいただく中で、要綱の内容については説明をさせていただいております。

それから、2点目、地権者が入っているということについてでございますけれども、それ以外の方に理解を得るのがとても重要なことではないかなというふうなことでございますが、ご指摘のとおりだと思います。これは地元の方、それから今お話のありました、それに近接するところにお住まいの方については当然環境影響評価などの関係がございますから、地元協議会とは別に説明会などを適宜開催させていただきまして、そういう中で説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公開についてというお話ですけれども、この協議会、原則公開にさせていただきたいと考えております。しかしながら、こういった一般の方に入ってください協議会に傍聴の方をお願いするというふうなことは、あまり想定をできず、なかなか難しい部分があるのではないかと考えます。原則公開というふうなことについては、この会議を要点筆記で会議録に残し、それを情報公開の仕組みによって公開することによって原則公開を担保したいと考えています。

管理者が必要と認める者については、これは地元の方から広くご意見をお聞きしたいので、今回の事業は環境に関する事業ですから、そういう面では環境衛生委員の方に、さらには、パッカー車等の出入りが多くなりますので、そういう中で交通のことを心配されている方々もいらっしゃると思いますので、児童の通学という視点からPTAの方々とか、そういった方々にもお声がけができればというふうに考えております。

それから、地元の鴻巣市が主催しております懇話会と、今回中部環境で設置を予定しております協議会の、整合性といいますか、あり方ということでございますが、鴻巣市のほうは鴻巣市のほうでやっていただき、中部環境の方は、先ほど申し上げましたが、ここから協議がスタートするといった形になります。新たに中部環境で協議会を設置させていただくという考えでございます。

生活環境影響調査については、当然地元よりも広い範囲で関心のある方が多くなっておりまので、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、説明会などで説明させていただき、ご理解を得るよ

うに努めてまいります。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 再々質問を行います。

これは規則ですから、当然条例ではありませんので、議決案件ではないというふうに思いますけれども、ただ先ほど私が申し上げたのは、議会運営委員会の中で資料請求すれば多分出てくると思うのですが、私どもの議会も、どこの議会もいろいろありまして、参加できなくてでしたけれども、やはり、先ほど一生懸命皆さんにご理解いただくということと、そういう事務局や執行部の気持ちは分かりましたので、そういう点から言うと、本来設置要綱の規則で、どういうものをつくるとか、やっぱりそういうのは議会への説明責任として私はもっともっと積極的にやっていただきたいというふうに思ったものですから、あえて質問させていただきました。というのは、ごみ処理施設の問題は多くの皆さんが関心を持っておられて、場所を選定するときの附帯意見として、なるべくお金がかからないような施設にしてほしいというふうな附帯意見があります。前回白紙となった施設と同じ場所に造るということは、今の物価高騰の中で原材料が上がっているということを考えてときに、本当に私は大事な施設の建設だというふうに思うものですから、あえて附帯意見に基づいた対応をしようとするならば、やはり慎重に私はすべきだというふうに考えますので、あえてこの部分では、協議会をつくるのだったら協議会の人は意見を言えますけれども、先ほど環境影響評価の範囲の人たちへの説明会を行うと。説明会で出された意見というのはしっかりと受け止めていただいて、反映されるのかどうか。この間、ごみ処理施設問題を考える会の人たちが署名を集めて出していますけれども、そうしたものがこのごみ処理施設の建設に当たってどのように反映されるのか、反映しようと思っているのかをまず確認をしたいと思います。

地元と言っておられますけれども、実はあそこに搬入するに当たっては、環境影響評価の中に、いわゆる排気ガスの問題もあります。そういう点から言うと、地元というだけではなくて、市民全体、とりわけ構成市町の中で積極的に説明会を行う、そして、例えば出前講座も含めたものはどのように今後計画をしようとしているのか、再々質問を行いたいと思います。この協議会というのはいつから開会するのか、最後にお尋ねをしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

説明会の意見は反映されるのかということですが、当然説明会を開催するということになりますと、地域の方の、あるいは地域に限らず、2市1町の方のご意見をお聞きして、それを参考に事業も進めていくということになりますので、どういうレベルで、どういうふうな形でという

具体的なところまでは今ここで申し上げられませんが、いずれにしてもそういう目的で説明会は開催させていただきます。

それから、それに関連しまして説明会の計画ということでございますけれども、これは、そこで今日、広報誌特別号などについても、この後ご了解がいただければ、そういう中でも説明会のスケジュールなどもお知らせしていきたいと考えています。

それから、地元協議会はいつから開会するのかということでございますが、これは建設検討委員会の協議事項を踏まえながら話し合っていく形を取りたいと思いますので、おおむね同時期の設置を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁漏れないですか。

ほかに質疑はありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。関連二、三点ほど質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、歳入の国庫補助金について、循環型社会形成推進交付金866万6,000円、こちらが計上されております。これに見合う歳出とといいますか、予算が計上されていませんので、当初予算で計上していたものに関して財源更正を行うということなのか、先ほどの竹田議員の質疑の中で基本計画の策定業務、これにこの交付金を充当するのかなというような質疑もあったかもしれませんが、こちらの予算は当初予算は2,300万円となっています。こちらに出ている今回の補正額は866万6,000円ということで、補助率3分の1ということですので、総額で言うと2,600万円かなと思います。具体的に当初予算で計上した歳出予算のうち、どこの部分に交付金を充当するつもりなのか、それについて説明を求めます。

それから、2点目です。歳入の建設推進費、謝金について9万円の増額補正となっています。こちらについては、当初予算におきまして、新たなごみ処理施設等建設検討委員会、委員に対して、13人に対して57万6,000円という予算が計上されておりました。それについて、同じところについて、例えば人を増やすとか、あるいは担当を増やすとか、回数を増やすとか、そういった説明をいただきたいと思います。そういった内容でこの9万円を増額するのか、それとも全く当初予算に計上していたものとは別のものなのか、そこについて説明を求めます。

それから、3点目は一番下です。新たなゴミ処理施設等地元協議会補助金ということで40万円なのですが、この金額、具体的な積算の根拠があるのか。何か積み上げているのか。それとも過去の事例、あるいは別のものを参考にしてこの金額が提示されているのか説明を。

以上3点ご質問いたします。

○金子雄一議長 答弁願います。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、3点ご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

まず、補助金の充当先でございますけれども、これについては基本計画、それと環境影響調査、この2つに充当の予定でございます。

それから、9万円の件でございますが、これは検討委員会の回数を増やすということではなくて、検討委員会に委員以外の方をお願いする場合の謝金として計上させていただくものでございます。ですから、回数等の変更は現時点ではございません。

40万円の積算の根拠でございますけれども、まず先ほど申し上げましたが、委員の会議への出席日当として、1人1回につき2,500円とさせていただきました。25名で5回、31万2,500円といたしました。この2,500円の根拠につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりです。それから、諸経費として8万7,500円を見ておりますが、これはあくまでも想定なのですけれども、こちらの地元協議会においても、場合によっては識見者のほうにご意見をお聞きしたいというようなこともあるかもしれませんので、そういう場合のことも踏まえて、少し多めなのですけれども、8万7,500円の諸経費を計上させていただいております。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

歳入の交付金については、基本計画の策定業務と生活環境影響調査で、この2つを合わせますと当初予算だと2,700万円なのですね。2,700万円であれば、3分の1だと900万なのですから、この数字の違い、これについて説明をしてください。

それから、謝金について、これは1年分という理解でよろしいでしょうか。そこをちょっと説明をしてください。

それから、3点目については、この補助金、細かい話で大変恐縮なのですけれども、「ゴミ」が片仮名なのですね。通常我々かなりこだわって平仮名でゴミを表記しているのですけれども、今回あえて片仮名にしている理由って何かあるのでしょうか、お聞きいたします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 補助金について、若干抑えめになっておりますけれども、請負差金などの関係がございますので、このような形にさせていただきました。

それから、1年分なのかということについては、1年を想定しております。

それから、ゴミの平仮名でございますが、今回は片仮名を使わせていただきました。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 すみません。ちょっとお伺いしておきたいと思ひまして挙手をいたしました。

た。

歳出の建設推進費の関係です。今議員各位からそれぞれ質問ありましたけれども、かぶる点もありますので、そこはあえて質問しませんけれども、謝金のところで私もちょっと伺いたいというふうにしたのは、今ご説明でも識見者を想定しているというふうにおっしゃっていましたが、例えばどんな方を想定して計上しているか。例えば、事例でお伺いできればというふうに思います。

それと、10節の需用費、印刷製本費の関係ですけれども、ご説明で、紙面が不足をするということでご説明ありました。特集号を発行する予定だということでありましたけれども、これは住民の皆さんから周知が求められていることへの対応ということでもありますけれども、発行の時期と頻度はどのくらいを想定されているのか。特集号ということ、これから考えられると思うのですけれども、現段階での内容について伺えればというふうに思います。

以上2点お願いします。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、謝金に関して、想定でございますが、先ほども申し上げましたが、そういう場合があったときの準備をしておくというふうに考えております。特に造成の問題などについてはいろんな議論がなされておりますので、そういう中で、やはり効率的な方法を選択するために識見の方などから特にご意見をお聞きしたいというようなことがあった場合のために準備をさせていただくという趣旨でございます。

それから、特別号の発行の時期でありますけれども、まず第1回目については建設検討委員会が設置され、あるいは地元協議会が設置され、そういったところが1つの節目かなと思いますので、その段階をまずは考えていきたい。目標にしていきたいというふうに思います。頻度については、そういった節目で適宜発行を予定したいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 答弁漏れがございまして、申し訳ありません。

識見者とはどういう方かということでございますけれども、例えば環境に関することであるとか、土木、交通に関することであるとか、そういった方を今回検討委員会にお招きするわけですが、そういう中でフォローするようなことがあれば、そういう方を識見者としてお願いしていきたいというふうに考えています。あくまでも、効率的に施設を造るにはどうしたらいいかというところが重点になるかと考えています。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 分かりました。謝金については、識見者という専門家の謝金ということで理解をいたしました。

印刷製本費については、頻度についてはその都度ということでご答弁をいただいたのですが、特集号ということなので、1回だけなのかなという、ちょっと私のほうの、感じたものですから頻度を伺わせていただいたのですが、せっかく発行していても、残念ながら御覧になっていただけないというようなことも、これは町の広報紙とかもそうなのですから、そういうこともありますので、発行する、内容もちろんそうなのですから、内容と、やっぱり、発行したのだけれども、見てもらえなかった方が後から見たときに、ああ、こんなに内容が丁寧に書かれているものが発行されていたのだなと思っていただけるような内容にさせていただくとともに、あと、これはちょっと私のほうでの提案なのですから、中部環境保全組合としての広報誌というか、チラシの作成だと思うのですが、これを発行した際に、できれば各市町の公式ラインとか、ごみの問題について非常に皆さん関心を寄せていらっしゃると思うので、こうした特集号を発行しましたみたいなお知らせを目に留まるような形で、御覧になっていただけるような機会を積極的に発信をしていくというようなこともしていただけたらいいのかなというふうに思います。組合のホームページに掲載していただくこととか、多分お考えになっていただいていると思うのですが、非常にごみ問題というのは、吉見町の町民もそうなのですから、皆さん、どうなったかという関心を寄せていらっしゃるの、見ていただくための手段といいますか、あらゆる方法を併せて行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ご指摘をいただいたことを踏まえて事務を進めてまいります。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、採決

○金子雄一議長 日程第16、議案第10号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、秋山真美議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、秋山議員の退席を求めます。

[11番 秋山真美議員退席]

○金子雄一議長 管理者より議案第10号の細部説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議案第10号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について説明をさせていただきます。

前監査委員の北本市議会選出の滝瀬光一議員におかれましては、4月30日をもって任期が満了となりましたので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めたいとするものでございます。

後任の監査委員に、吉見町議会から選出をいただいております秋山真美議員を選任いたしたいとするものでございます。

住所は吉見町大字北吉見1632番地58、生年月日は昭和38年3月28日生まれの方であります。

秋山真美議員の経歴の概要を申し上げますと、平成23年5月に吉見町の議会議員に就任され、現在4期目でございます。吉見町議会では総務建設常任委員会委員長等のほか、北本地区衛生組合議会では副議長などを歴任され、現在は町議会の副議長を務められております。

以上、秋山議員の経歴の概要を申し上げさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○金子雄一議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

秋山真美議員の復席をお願いいたします。

〔11番 秋山真美議員復席〕

○金子雄一議長 秋山議員へ申し上げます。

ただいま採決いたしましたところ、監査委員の選任同意については同意することに決定いたしました。

ここで、監査委員に選任されました秋山議員よりご挨拶をお願いいたします。

秋山議員。

○11番 秋山真美議員 皆さん、こんにちは。吉見町議会選出の秋山真美でございます。

ただいま監査委員の選任同意につきまして皆様のご賛同をいただき、誠にありがとうございます。議会選出の監査委員として、代表監査委員田中光一様のご指導をいただき、職務遂行のため研さんを積んでまいりたい所存でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 秋山議員、ありがとうございました。

◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 日程第17、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

芝寄議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。芝寄議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり承認、可決、同意をいただき、誠にありがとうございました。

当センターは昭和59年に稼働して以来、本年で40年目を迎えておりますが、地元の皆様及び議員

各位のご理解の下、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当組合のごみ処理業務は住民生活に直結する重要な業務であり、行政の責務であります。施設の老朽化が進んでいる状況下ではありますが、今後も施設の機能を維持していくために適宜保守点検、整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、さらなるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月29日

臨時議長 宮崎雄一

議長 金子雄一

署名議員 小泉晋史

署名議員 芝寄和好

署名議員 川崎葉子